

## 別表

措 置 要 件	期 間
1 贈賄	
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が東京二十三区清掃一部事務組合職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 有資格者である個人又は有資格者である法人等の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	12月以上24月以内
イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。）でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	9月以上24月以内
ウ ア及びイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	6月以上18月以内
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、特別区の区域内における東京二十三区清掃一部事務組合以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
ア 代表役員等	6月以上18月以内
イ 一般役員等	4月以上12月以内
ウ 使用人	3月以上9月以内
(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、特別区を除く関東地方の区域内における、東京二十三区清掃一部事務組合以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
ア 代表役員等	4月以上12月以内
イ 一般役員等	3月以上9月以内
ウ 使用人	1月以上5月以内
(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外における東京二十三区清掃一部事務組合以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
ア 代表役員等	4月以上12月以内
イ 一般役員等	1月以上6月以内
ウ 使用人	1月以上3月以内
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故	
(1) 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約履行上の事故の場合	
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	2月以上6月以内
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	1月以上3月以内
ウ 事故を発生させ、工事関係者に死者又は多数の負傷者を出した場合	1月以上3月以内

措 置 要 件	期 間
<p>(2) 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方における事故の場合</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、工事関係者に死者又は多数の負傷者を出した場合</p>	<p>1 月以上 5 月以内</p> <p>1 月以上 2 月以内</p> <p>1 月以上 2 月以内</p>
<p>(3) (2)の区域外で事故を発生させ、公衆に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合</p>	<p>1 月以上 5 月以内</p>
<p>3 契約履行成績不良等</p> <p>東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約において、その履行に著しく適正を欠く行為があったと認められる場合又は契約履行成績が著しく不良であると認められる場合</p>	<p>1 月以上 6 月以内</p>
<p>4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為</p>	
<p>(1) 有資格者である個人、有資格者である法人等の役員等又は使用人が、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p>
<p>ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの</p>	<p>6 月以上 24 月以内</p>
<p>イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの</p>	<p>4 月以上 12 月以内</p>
<p>ウ イの区域外のもの</p>	<p>2 月以上 6 月以内</p>
<p>(2) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反し、刑事告発を受けた場合（有資格者である個人、有資格者である法人等の役員等又は使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）</p>	
<p>ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの</p>	<p>6 月以上 24 月以内</p>
<p>イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの</p>	<p>4 月以上 12 月以内</p>
<p>ウ イの区域外のもの</p>	<p>2 月以上 6 月以内</p>
<p>(3) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反し契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	
<p>ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの</p>	<p>3 月以上 12 月以内</p>
<p>イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの</p>	<p>2 月以上 12 月以内</p>
<p>ウ イの区域外のもの</p>	<p>1 月以上 6 月以内</p>
<p>(4) 「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）」に違反（契約に関わるもの）し契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	
<p>ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの</p>	<p>3 月以上 12 月以内</p>

措 置 要 件	期 間
イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの	2 月以上 12 月以内
ウ イの区域外のもの	1 月以上 6 月以内
(5) 「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）」に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合	
ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの	3 月以上 9 月以内
イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの	2 月以上 6 月以内
ウ イの区域外のもの	1 月以上 3 月以内
(6) 有資格者である個人、有資格者である法人等の役員等又は使用人が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に違反した容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで起訴された場合、又は法人等が起訴された場合	
ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの	6 月以上 24 月以内
イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの	4 月以上 12 月以内
ウ イの区域外のもの	2 月以上 6 月以内
(7) 上記(1)から(6)までに掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失墜したと認められる場合	1 月以上 9 月以内
5 虚偽記載	
東京二十三区清掃一部事務組合の競争入札参加資格申請、一般競争入札又は指名競争入札において、申請書、調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合	1 月以上 12 月以内
6 その他不正な行為	
前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合	1 月以上 12 月以内